

公益財団法人鳥取県畜産振興協会役員等報酬規則

(目的及び意義)

第1条 当規則は、公益財団法人鳥取県畜産振興協会(以下、「協会」という)の定款第 章の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 当規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
なお、報酬等は、協会の役員としての職務遂行の対価に限られ、協会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の報酬総額(賞与を含む)は評議員会で決定し、別表第1「報酬総額」に明確にし、各々の役員の報酬額は、決定された「報酬総額」の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬基準は、評議員会で決定し別表第2「非常勤役員の報酬基準」「評議員の報酬基準」に明確にする。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は、評議員会で決定し別表第3「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にする。
- 4 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、公務員を管理職以上で退職した者が役員となった場合は、退職手当は支払うことができない。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。員会への出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 協会は、当規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 当規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

当規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 報酬総額(常勤役員)

常勤役員の報酬総額	3,934千円
-----------	---------

別表第2 報酬基準(非常勤役員・評議員)

非常勤理事の報酬基準	無報酬
非常勤監事の報酬基準	理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律 10千円
評議員の報酬基準	無報酬

別表第3 常勤役員退職手当の算出基準

(算出数式) 報酬年額 ÷ 12 × 1.25 × 在職年数
ただし、鳥取県を管理職以上で退職した役員は退職手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は平成26年1月1日から施行する。